

介護保険からのお知らせです

問合せ 介護福祉課 ☎ (42) 8444 ・ FAX (43) 5600

介護保険は、地域の介護サービスに大切な助け合いの精神に基づく制度ですので、ご理解ご協力をお願いします。



介護保険料普通徴収

がはじまります

市では、毎年7月に介護保険料を決定し、保険料納付通知書などを郵送します。

平成22年度の65歳以上の人(第1号被保険者)の介護保険料は、平成21年中の所得などに応じて決定します。(下表参照)

また、40歳～64歳の医療保険加入者(第2号被保険者)は、その人が加入する医療保険者が算定し、医療保険料と併せて徴収していますので、納付手続きの必要はありません。

〔保険料の納付〕

◆特別徴収(年金天引き)の人
7月中旬に「介護保険料

額決定通知書兼特別徴収開始通知書」を郵送します。

対象 平成22年4月1日現在、市内在住の65歳以上の

人で、平成22年4月の年金受給時に、年額18万円以上の老齢・退職年金、遺族年金または障害年金を受給している人

納期 年々終結月(4・6・8・10・12・翌年2月)の計6回

納付方法 年金から天引き ※特に手続きは必要ありません。

※平成21年度の途中で65歳になった人、幸手市に転入した人は、昨年10、12、今年2月のそれぞれ1日現在での年金の受給状況により、今年の4、6、8月の年金から特別徴収となります。

特別徴収の 仮徴収と本徴収

▼仮徴収

平成22年度の年額保険料が決定される前に、平成21年度2月期の介護保険料と同額を仮の保険料として4・6・8月の年金から天引きさせていただきます。
〔仮徴収額の平準化〕

4・6・8月の仮徴収額は、原則、前年度2月と同額となりますが、仮徴収額と本徴収額の差が大きくなることもあるため、年間を通じてできるだけ均等な額となるよう6月と8月の徴収額が変更となる場合があります。

▼本徴収

7月に決定した年額保険料と仮徴収分の差額は10・12・翌年2月の年金から天引きさせていただきます。

〔平成22年度介護保険料〕

所得段階	対 象	基準額×調整率	保険料(年額)
第1段階	・生活保護受給者 ・老齢福祉年金(※1)受給者で、世帯全員が市町村民税非課税の人	基準額×0.50	18,600円
第2段階	世帯全員が市町村民税非課税の人で、本人の前年の合計所得金額(※2)と前年の課税年金収入額(※3)の合計が80万円以下の人	基準額×0.625	23,200円
第3段階	世帯全員が市町村民税非課税の人で、本人の前年の合計所得金額と前年の課税年金収入額の合計が80万円を超える人	基準額×0.75	27,900円
第4段階 (特例)	世帯の誰かに市町村民税が課税されているが、本人は市町村民税非課税の人で、本人の前年の合計所得金額と前年の課税年金収入額の合計が80万円以下の人(特例)	基準額×0.83	30,800円
第4段階	世帯の誰かに市町村民税が課税されているが、本人は市町村民税非課税の人で、本人の前年の合計所得金額と前年の課税年金収入額の合計が80万円を超える人	基準額×1.00	37,200円
第5段階	本人が市町村民税課税で、前年の合計所得金額が125万円未満の人	基準額×1.08	40,100円
第6段階	本人が市町村民税課税で、前年の合計所得金額が125万円以上200万円未満の人	基準額×1.25	46,500円
第7段階	本人が市町村民税課税で、前年の合計所得金額が200万円以上300万円未満の人	基準額×1.50	55,800円
第8段階	本人が市町村民税課税で、前年の合計所得金額が300万円以上の人	基準額×1.625	60,400円

※1 老齢福祉年金……明治44年(1911年)4月1日以前に生まれた人、または大正5年(1916年)4月1日以前に生まれた人で一定要件を満たしている人が受けている年金です。

※2 合計所得金額……「所得」とは、実際の「収入」から「必要経費の相当額」を差し引いた額です。

※3 課税年金収入額……税法上課税対象の収入となる公的年金など(国民年金、厚生年金、共済年金など)をいいます。障害年金、遺族年金は非課税ですので含みません。

◆普通徴収(年金天引き以外)の人

7月中旬に「介護保険料納付通知書」を郵送します。

対象 年金が年額18万円未満の人や年度途中で65歳になった人など

納期 7月から平成23年2

月までの毎月(計8回)

納付方法 「介護保険料納付通知書」で、最寄りの金融機関または市役所で納付

※口座振替もご利用いただけますが、その場合、金融機関で手続きが必要です。

幸手の夏祭り 八坂祭

7月11日(日)～18日(日)

※交通渋滞にご注意を。

▼ 大神輿渡御

とき 7月11日(日)午後3時～9時

ところ 北町御飯屋前(北1丁目)～駅前通り～中央通り

▼ こども神輿連合渡御

とき 7月15日(木)午後7時30分～8時30分

※雨天中止の場合あり。

ところ 荒宿交差点～中1丁目交差点(車両全面通行止め)

▼ 山車曳廻し

とき 7月17日(土)午後1時～10時、18日(日)午前

10時～午後10時

▼ 花山(全町曳廻し)

とき 7月18日(日)午後6時～7時30分(予定)

▼ 花山コンテスト

天神町、助町、久喜町、仲町、東町、荒宿、北町の7台の山車が幸手駅前を勢いよく駆け上がります。

とき 7月18日(日)午後7時頃

▼ 手打ち式

とき 7月18日(日)午後8時30分

ところ 中央通りローソン中4丁目店駐車場前

問合せ 幸手市観光協会事務局(産業振興課内) ☎(43)1111 内線538・FAX(43)1123

循環バス路線変更

夏祭り期間の7月17日(土)の4便目と18日(日)の3・4便目の路線が変更になります。あらかじめご了承ください。

※道路事情により定刻通りの運行ができないこともあります。

問合せ くらし安全課 ☎(43)1111 内線173・FAX(44)0257

交通規制にご協力を



※駅前への自動車乗り入れ自粛にご協力ください。

▼ 規制時間

7月17日(土)午後4時～10時、18日(日)午後2時～10時

※全面通行止めおよび通行規制の範囲は右図を参照してください。

※右記の時間以外でも山車の運行にともない、通行できない場合もありますので、ご注意ください。

▼ 駐車場のご利用は

自動車でお越しの人は、市役所、商工会館またはJA埼玉みずほ本店の駐車場をご利用ください。

スタンプラリーを開催します

とき 7月17日(土)・18日(日) ※右図参照。

台紙の配布 7月17日(土)午後4時～9時、18日(日)午後2時～4時

配布場所 夏祭実行委員会本部(埼玉みずほ銀行駐車場)

※8つのスタンプを集めた人には記念品を差し上げます(先着200人)。
引換期間 7月18日(日)午後2時～6時